

寺川水系河川整備計画

平成23年4月

富 山 県

寺川水系河川整備計画

目 次

第1章 寺川水系の概要	1
1 流域の概要	1
2 治水	3
3 利水	4
4 河川環境	4
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	5
1 対象区間	5
2 河川整備計画の対象期間	5
3 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項	5
4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5
5 河川環境の整備と保全に関する事項	6
6 河川の維持管理に関する事項	6
第3章 河川の整備の実施に関する事項	7
1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置 される河川管理施設の機能の概要	7
2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	11
3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項	11

第1章 寺川水系の概要

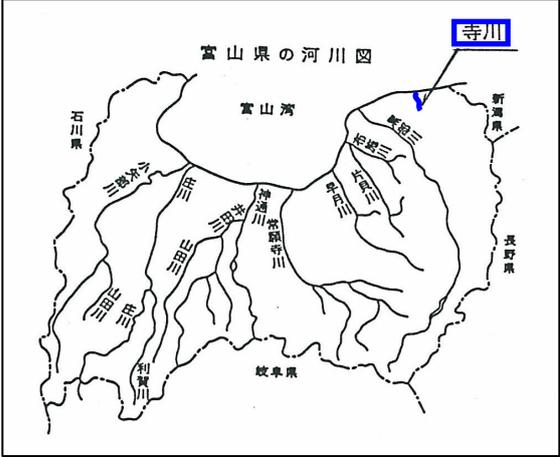
1 流域の概要

寺川は、富山県下新川郡朝日町山崎地先において二級河川小川から取水する農業用水を主な水源とし、北陸自動車道、国道8号およびJR北陸本線を横断しながら朝日町泊市街地を北流し、朝日町大屋地内で富山湾に注ぐ二級河川である。流域はすべて朝日町に属し、その流域面積は約2.3km²、流路延長は2.3km（県管理区間）となっている。

寺川流域は、急流河川である二級河川小川によって形成された扇状地の東側に位置し、流域の土地利用は、水田が約56%、宅地等が約44%となっている。

地質的には、流域全体が沖積世の扇状地堆積物であり、砂礫層となっている。

流域は日本海型気候に属する。年平均降水量は約2,640mmで、全国平均の約1,730mmを大きく上回っている。年間を通してしてみると、梅雨期と秋から冬にかけて降水量が多くなっている。特に6月上旬から10月中旬にかけて梅雨前線及び台風や秋雨前線により大雨になることがある。また、冬期の降水は降雪によるものである。年平均気温は約14℃で、冬季には真冬日、冬日を記録することもある。



凡例	
	流域界
	基準地点

2 治水

寺川は、用排水兼用水路として、昭和 40 年代から土地改良事業等により石積護岸が整備されてきた。その後、昭和 46 年 3 月に河口から 2.3km が二級河川として指定され現在に至るが、川幅が狭いうえに、流れも速く、また、蛇行を繰り返していたため、これまでもたびたび浸水被害を発生させてきた。

主な洪水には、昭和 51 年 8 月の豪雨、昭和 57 年 6 月の豪雨及び台風、昭和 60 年 7 月の豪雨及び台風によるものなどがあり、特に昭和 60 年 7 月の豪雨では、床下浸水 93 戸、床上浸水 2 戸、主要道路の通行止めや JR 北陸本線の一時不通など、甚大な被害があった。

これらの洪水による浸水被害を受け、昭和 62 年から本格的な河川改修に着手し、河口から朝日町東^{ひがしくきの}草野地内（県道入善朝日線付近）までの延長約 0.5km について、河川局部改良事業により河道拡幅・河床掘削等が実施された。また、朝日町平柳地内（県道泊停車場線～北陸自動車道）については、JR 北陸本線横断部周辺を除き、県単独河川改良事業等により改修が実施されてきている。

しかし、市街地を流下する中流部については未改修であり、近年でも浸水被害が発生していることから、早期の治水安全度の向上が必要となっている。



昭和 60 年 7 月の豪雨による被災写真①



昭和 60 年 7 月の豪雨による被災写真②

3 利水

寺川の水利用は古くから行われており、現在も朝日町の耕地約 70ha のかんがい用水として広く利用されているほか、冬期には生活環境の改善のため流雪用水として利用されている。

なお、寺川には漁業権は設定されていない。

4 河川環境

寺川流域は後立山連峰^{うしろたてやまれんぽう}の雄大な山並みを背景として、水田、市街地、集落内を流れるのどかな都市、田園風景を呈し、豊かな自然環境と良好な河川環境を有している。

源流から国道 8 号までの上流部は、玉石積みの水路が多く、水田地帯を緩やかに蛇行しながら流下しており、用水路としての役割も担っている。沿川にはヨモギやノコンギクなどが生育している。河床の構成は砂礫であるところが多いが、上流部から中流部（市街地部）にかけては水深が浅く、また流速も速いため、生息する生物の多様性は低い。

県道入善朝日線から河口までの下流部は、ブロック積み護岸として改修済みであるが、沿川にはメヒシバやエノコログサなどが繁茂しており、河口部にはクロマツが植林されている。河床はほぼ砂礫で形成されており、水域には清流を指標するバイカモが見られることから、湧水の影響を受けているものと思われる。中流部（石積み護岸部）から下流部にかけては、危急種のカマキリ（アユカケ）のほか、ヤマメ、アユ、スミウキゴリなどの生息が確認されており、魚類の生息環境としては比較的良好であると考えられる。またアオサギやカルガモなどの鳥類の姿も多く見られる。

寺川では、環境基準の類型指定がされていないが、近年の水質（BOD）は、朝日町の調査によると A 類型（BOD 2mg/L 以下）に相当する清浄な水質を維持しており、また、水域にバイカモやヤマメ・アユなど清流に生息する生物が確認できることから、水質に関して特に問題はないものと考えている。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

1 対象区間

河川整備計画の対象区間は二級河川寺川水系の富山県知事管理区間とする。

河川名	県管理区間	延長(km)
寺川	河口～上流端(朝日町 ^{どうげ} 道下)	2.3km

2 河川整備計画の対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね20年間とする。

なお、河川整備計画は、現時点での流域の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況、水害発生状況などを前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などの変化により、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

寺川水系では、流域面積や想定氾濫区域の状況などを考慮し、既往最大の被害をもたらした洪水である昭和60年(1985年)7月豪雨等の既往洪水を踏まえ、概ね30年に1回程度発生する規模の降雨による洪水を安全に流下させるものとする。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を上回る洪水に対しても被害を極力抑えるため、水防体制の維持・強化、災害関連情報の共有、情報伝達体制の整備、警戒避難体制の充実等を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

寺川は、沿川の水田かんがいに利用されているほか、冬期の流雪用水としても利用されている。このことから、これらの安定した水利用の確保に努めるとともに、動植物の生息地または生育地の状況等に配慮し、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。

また、渇水発生時の被害軽減のため、関連機関及び水利使用者等が連携して情報の共有を図り、水利使用者相互間の水融通の円滑化に努める。

5 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、現在の豊かな自然環境と良好な河川環境を守りつつ、人と自然が調和し、地域住民が身近な川として親しむことのできる川づくりに努める。また、動植物の生息地、生育環境の保全・回復に努めるとともに、魚類の移動に配慮した河川横断工作物の整備に努める。

水質については、現状の良好な環境を考慮し、関係機関や地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。

さらに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、地域住民との連携を積極的に図り、河川愛護の醸成と啓発、地域住民の参加による川づくりが図られるよう努める。

6 河川の維持管理に関する事項

「3 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「5 河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行うものとする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、寺川流域を洪水から守るため、下表に示す場所において、河川整備の実施・促進を図るものとする。

河川工事の種類及び施工の場所

河川名	整備種類	施工の場所		延長等
寺川	河道改修	県道入善朝日線下流～県道泊停車場線	整備区間①	0.6 km
		J R 北陸本線横断部	整備区間②	0.1 km

河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形、横断形の基本的な考え方は、以下に示す通りである。

計画平面形については、基本的に現河道平面線形を尊重するが、並行する都市計画道路等の計画との整合や沿川の土地利用状況等を勘案しながら、洪水を安全に流下できる線形とする。

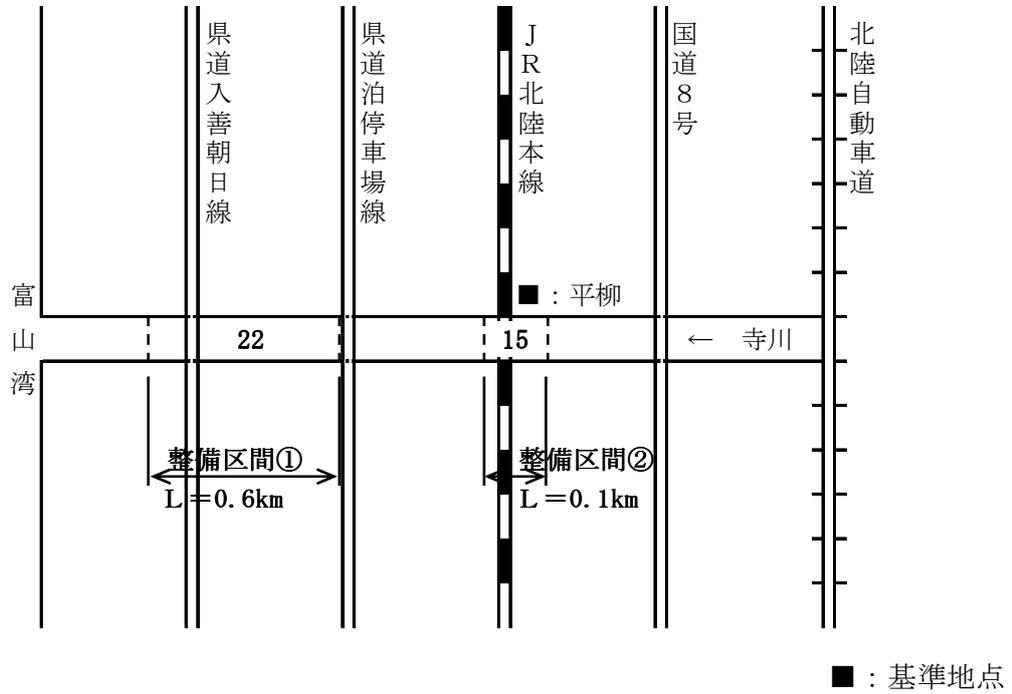
計画縦断形については、現況河川勾配を重視し、河床高は、周辺地盤及び道路高を考慮して決定する。また、河道は原則として掘込み河道とする。

計画横断形については、護岸勾配を1:0.5とし、護岸高は沿川の土地利用状況及び経済性を考慮した上で、道路の路肩高まで上げるものとする。

護岸の工法は、玉石積護岸を採用し、動植物の生息・生育環境に配慮するものとする。

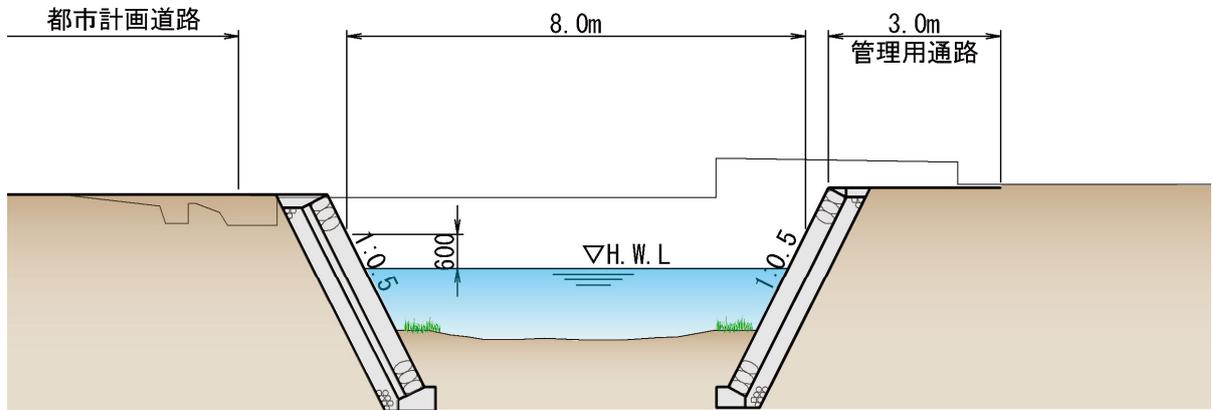
また、うるおいと安らぎのある水辺環境の保全と整備に努める。

(単位：m³/s)

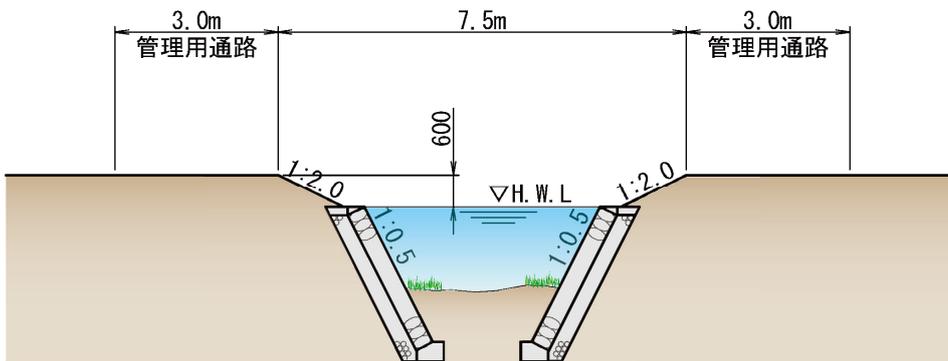


計画流量配分図

整備区間①（河口から約 670m地点）



整備区間②（河口から約 1340m地点）



寺川標準断面図

※横断形は、現地調査などにより必要に応じて変更する場合があります。

2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

(1) 河川の維持の目的

河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえながら、洪水による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させることを目的として、適切な維持管理を行う。

(2) 河川の維持の種類及び施工の場所

護岸等の河川管理施設の機能を維持するため、河川の巡視、点検を行い、異常箇所の早期発見と補修に努める。

また、異常箇所が早期に発見できるよう必要に応じて法面の除草を実施する。除草の実施にあたっては、地域住民の協力が得られるよう努めるものとする。

洪水の流下の障害となるおそれがある堆積土砂、樹林及び草木については、動植物の生息・生育環境等に配慮しながら除去及び除草・伐採を行う。

3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項

(1) 河川情報の収集・提供に関する事項

河川の水位・流量や流域内の降雨等の河川情報は、洪水時の水防活動や避難、渇水時の対応等の基礎情報となることから、これらを観測・収集するよう努め、緊急時においては、市町村や地域住民等に対し、できるだけ迅速な情報提供を行う。

また、河川は、地域の人々の共有財産であり、良好な河川環境を保全、創出し、将来へ引き継いでいくために、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、河川と地域住民の連携を積極的に図り、河川への親しみを醸成し、地域住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成が図られるよう努める。